

セゾンカード加盟店規約

この規約は、株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という。)と、セゾンカード加盟店(以下「加盟店」という。)間の契約関係を定めたものです。加盟店は、本規約が適用されることを承諾します。

第1条(加盟店)

加盟店は、本契約に基づきカードによる販売(以下「信用販売」という。)を行う店舗・施設(販売委託先、テナント等の第三者が信用販売を行う店舗・施設も含みます。)を指定のうえ、予めセゾンに届出し、承認を得ます(以下セゾンの承認を得た店舗・施設を「カード取扱店」という。)。セゾンの承認のない店舗・施設で信用販売はできません。なおこの場合、セゾンは加盟店に対し拒絶の連絡をしますが、拒絶理由は加盟店に開示しません。

2. 前項のセゾンの承認の有無にかかわらず、加盟店が店舗で第三者に信用販売を行わせた場合には、第三者の行為は加盟店の行為とみなし、本契約を適用します。
3. 加盟店は、カード取扱店の内外の見易いところに、セゾン所定の加盟店標識を掲示します。

第2条(取扱カード)

加盟店は、カード取扱店で下記各号記載のカード(クレジットカード、プリペイドカード、デビットカードその他の決済手段として用いることができる証票又は番号、記号その他の符号をいう。)のうちセゾン指定のカード(以下「カード」という。)を所持するカード会員(以下「会員」という。)がカードを提示して、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店が行う信用販売を求めた場合には、本契約に従い信用販売を行います。

(1)セゾンが発行するカード及びセゾンが発行代行業務を行うカード

(2)セゾンが加盟又は提携する組織に加盟する日本国内及び日本国外の会社(以下「加盟会社」という)が発行するカード

2. セゾンは、加盟店に通知することにより前項のカードの種類を追加、削除、変更できるものとします。

第3条(信用販売の方法)

加盟店は、会員からカードの提示による信用販売の申込があった場合、以下の手続きを行います。

(1)カードの真偽の確認。

(2)有効期限の確認及び無効通知との照合による、カードの有効性の確認。

(3)カード用印字機による、セゾン所定の売上票へのカード券面にエンボスされた会員番号、会員氏名、有効期限の転写。

(4)売上票への加盟店名、加盟店番号、売場名、取扱者名、会員の指定する支払方法、売上日付、金額、品名、型式、数量等の記入。

2. 加盟店は、CAT 端末機その他カードの有効性を確認する機器(以下「クレジット端末」といい、加盟店のPOSも含む。)を設置した場合、本契約のほか、クレジット端末の使用規則及びその取扱規則(以下「使用規則等」という。)に従い、クレジット端末を使用し、前項の手続きに代え以下の手続きを行います。

但し、クレジット端末が売上票を発行する機能を有しない場合には、本項(2)までの手続きの上、前項(3)(4)以下の手続きを行います。

- (1) カードの真偽の確認。
- (2) 会員番号、会員の指定する支払方法、金額等のクレジット端末への入力による、カードが有効であることの確認。
- (3) クレジット端末から売上票の発行を受け売上票への売場名、取扱者名の記入及び、以下の事項の確認。
 - ① カード券面にエンボスされた会員氏名と売上票に印字された会員氏名の一致。
 - ② カード券面にエンボスされた会員番号と売上票に印字された会員番号の一致。
3. 第1項又は第2項の手続きの後には、それに加え以下の手続きを行います。
 - (1) 売上票の所定欄への会員の署名の取得。
 - (2) カード裏面にされた会員の署名と前号により取得した署名の一致の確認。
 - (3) 売上票の控え又は、売上票に記載した内容を表す書面の交付。
4. セゾンが認める場合には、前項に定める手続きを、会員にクレジット端末に暗証番号の入力を求め、当該暗証番号を当該端末機を通じてセゾンが真正と判定する手続きに代えることができるものとします。
5. クレジット端末が、故障、回線の障害、その他の原因により使用できない場合には、第1項の手続きのうえ、第5条第1項の信用販売限度額にかかわらず、全ての信用販売につき承認を得るものとします。

第4条(無効カード等の取り扱い)

前条の手続きにおいて下記各号に該当した場合、加盟店は、信用販売を中止し、カード(本項においては、第2条第1項に定義されたカードのほか、偽造、変造されたカードを含む。)を回収のうえ直ちにセゾンに連絡し、セゾンの指示に従います。

- (1) セゾンより当該カードが無効である旨通知されたとき。
- (2) 前条第1項(1)又は第2項(1)において明らかに偽造、変造と判断できるカードを提示されたとき又は、破損したカードを提示されたとき。
- (3) 前条第2項(3)①又は②の不一致若しくは、第3項(2)が明らかに不一致のとき。
- (4) 前条第4項の会員が入力した暗証番号を真正でないとセゾンが判断したとき。
- (5) 信用販売の申込をした者の挙動その他が不審で、当該カードの会員でないと判断したとき。
- (6) 前号までのほか信用販売の申込が明らかに不審と判断できるとき。
2. セゾンは、前項のカードの回収自体についての会員又はカードを提示した者との紛議に限り責任を負うものとし、加盟店が前項に従ったことにより、会員又はカードを提示した者、その他の第三者により損害を生じさせられたときでも、セゾンは一切責めを負いません。

第5条(信用販売限度額)

加盟店が、同一日、同一売場で同一の会員に行える信用販売の総額(送料、税金を含む。)は、セゾンが予め定める金額(以下「信用販売限度額」という。)の範囲内とします。なお、セゾンは同一の売場で、特定の商品又はサービスについて信用販売限度額を個別に定めることがあります。

2. セゾンが、加盟店に通知することにより前項の信用販売限度額を引き下げることがあります。
3. 加盟店が信用販売限度額を超えて信用販売を行う場合は、その都度事前にセゾンの承認をとるものとし、売上票に承認番号を記入します。但し、クレジット端末により自動的にセゾンの承認を取得する場合には、これによります。

第6条(会員の支払方法)

加盟店の取り扱う会員の支払方法は、1 回払い、2 回払い、リボルビング払い、ボーナス一括払い、ボーナス2回払いの5種類とします。但し、カードが国外の会社の発行したものであるときは、1回払いに限ります。なお、ボーナス一括払い及びボーナス2回払いは、次の期間に取り扱うものとします。

- (1) 毎年3月1日から当年6月15日迄(夏期)
- (2) 毎年9月1日から当年11月15日迄(冬期)

第7条(商品の引渡し等)

加盟店は、信用販売後直ちに商品の引渡し又は、サービスの提供を行います。なお、商品を会員の住所に送付する等の場合には、会員に商品の引渡し日又はサービスの提供日を記載した書面を交付します。

第8条(立替金の請求)

加盟店は、次項を除き、信用販売を行った売上票を、5日毎に取りまとめセゾン所定の売上集計票(兼請求書)を添付してセゾン宛送付して立替金を請求します。なお、セゾンの承認を得て売上票をセゾン所定のCMT、FD等の記録媒体(以下売上票と総称して「売上票等」という。)に代えることができます。

2. 第3条第2項によるクレジット端末が信用販売の件数、金額の情報(以下「データ」という。)を伝送する機能を有する場合には、データの伝送により請求を行います。
3. 前項の方法の場合、加盟店及びセゾンは、毎日所定の時間、方法でクレジット端末に記録され、承認を受けた信用販売の件数、金額と、セゾンが承認をした信用販売の件数、金額の記録との一致を確認し(以下「カウンター交換」という。)、不一致のときには、直ちに相手方に通知し不一致の原因を究明します。但し、別途セゾンが承認した場合には、カウンター交換を省略できます。
4. 前項の一致確認後、加盟店は信用販売の件数、金額が売上票とも一致することを確認します。但し、カウンター交換を省略する場合には、クレジット端末に記録され、承認を受けた信用販売の件数、金額と売上票の一致を確認します。
5. 売上票等又はデータがセゾンに到着した時に成立し効力を生じます。但し、カウンター交換の場合には、カウンター交換による一致が確認された時に成立し効力が生じます。
6. 下記各号に該当する信用販売分の立替金の請求は、セゾンから拒絶されても異議ないものとします。
 - (1) 本契約所定の手続又は規定に違反して行われた信用販売。
 - (2) 信用販売が取消し又は解除されたものであるとき、若しくは第12条第1項によりセゾンが会員から信用販売分のカード利用代金の支払を拒絶されているとき。

- (3)セゾンが加盟又は提携する組織、若しくは加盟会社が正当な理由により当該売上に異議を唱えたとき。
- (4)第23条(10)ないし(13)に該当し、セゾンが立替金の二重払いの危険が生じていると判断したとき。
- (5)信用販売を行った日から2ヶ月以上経過した立替金の請求であるとき。
- (6)会員と通謀し信用販売を仮装、その他立替金の請求に疑義があるとき。
- (7)その他立替金の請求の正当性に疑義があるとき。

第9条(立替金の支払い)

セゾンは、加盟店からの請求を下記の締切日に集計し、算出した信用販売代金合計額から、所定の手数料を差し引いた金額を下記の支払日(但し、金融機関の休業日の場合は、翌営業日)に別途加盟店の指定する金融機関口座に振込む方法により支払います。但し、ボーナス2回払いは、所定手数料のほか、ボーナス2回払いの信用販売代金額の半額に4.2%を乗じた金額を別途差し引きます。なお、手数料の算出上円未満の端数が生じた場合は、それを切り捨てます。

(1)ボーナス一括払い及びボーナス2回払い

3月1日から6月15日迄の信用販売分を7月末日に、9月1日から11月15日迄の信用販売分を12月末日にそれぞれ支払う。

(2)前号以外の支払方法

月1回の精算の場合は、毎月末日に締切り翌月末日、月2回の精算の場合は、毎月15日及び末日に締切り、15日締切分は同月末日に、末日締切り分は翌月15日にそれぞれ支払う。

第10条(商品の所有権)

加盟店が、会員に信用販売を行った商品の所有権は、セゾンが当該商品の立替金を支払ったときに、加盟店からセゾンに移転します。

- 2. 前項にかかわらず、第14条に基づき立替金の返戻又は、次回以降の立替金からの差し引かれた場合には、当該商品の所有権はそのときにセゾンから加盟店に復帰します。

第11条(信用販売の取消又は解除)

加盟店が信用販売の取消又は解除を行う場合には、予めセゾンの承認を得たうえでセゾン所定の方法によるものとし、会員に対し直接当該信用販売代金相当額の金銭の支払いは行いません。

第12条(苦情処理対応等)

加盟店は、信用販売による会員への商品の引き渡し、サービスの提供、引渡した商品及び、提供したサービスの瑕疵、アフターサービスその他信用販売に関する一切の責任を負担し、それが原因で会員との間に紛議が生じた場合には遅滞なくその解決に努めます。

- 2. セゾンが会員から信用販売に関する苦情を受け、当該苦情の内容が消費者の利益の保護に反すると判断した場合、セゾンは当該苦情内容、再発防止体制、苦情処理体制等につき、加盟店に調査をするものとし、加盟店は当該調査に必要な協力をするものとします。

3. 前各項の紛議が 60 日間経過しても解決しない場合、加盟店は当該立替金の請求を取消し、既に立替金を受領済みのときには、当該立替金相当額をセゾンに返戻します。

第 13 条(その他遵守事項)

加盟店は、以下各号に定める事項を遵守します。

- (1) 加盟店の営業を規制する法律、命令、規則及び行政指導を遵守すること。
 - (2) セゾン又はセゾンが使用を認める商標をセゾンの承諾なく使用したり、第三者に使用させないこと。
 - (3) 本契約上の地位及び本契約に基づく債権を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。
 - (4) 加盟店標識、本契約に基づく信用販売のためセゾンから預かった売上票等、売上集計票等を第三者に引渡したり担保に供しないこと。
 - (5) 有効なカードを提示した会員に、正当な理由なく信用販売の拒絶や現金払い要求を行わないこと。
 - (6) 有効なカードを提示した会員に対して、手数料その他名目の如何を問わず、現金払い顧客と異なる代金を請求するなど、会員に不利となる差別的な取扱いを行わないこと。
 - (7) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法令の定めに違反するもの及び、セゾンが加盟又は提携する組織が禁止している商品を取扱わないこと。
 - (8) 金銀等の地金、煙草、専売品、切手・印紙、商品券等をセゾンの承諾なく信用販売の対象としないこと。なお、セゾンは加盟店への通知により信用販売の対象としない商品の追加、削除、変更ができる。
 - (9) 特定商取引法に定める連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引及びこれに類する取引、公序良俗違反等の無効や取消の可能性のある信用販売を行わないこと。
 - (10) 現金の立て替え、過去の売掛金の精算等を目的として売上票等を利用しないこと。
 - (11) 売上票等への分割記載、金額訂正、売上日付の不実記載等を行わないこと。
 - (12) 紛失、盗難、偽造、変造されたカードに起因する売上が発生し、セゾンが加盟店にカードの使用状況などの調査協力を求めたときには、これに協力すること。なお、この協力には、カード取扱店を所轄する警察署に当該売上に関する被害届の提出を含む。
 - (13) 前号のほか、セゾンが加盟店にカードの使用状況などの調査協力を求めたとき、これに協力すること。
2. 加盟店は、本契約の履行にあたり、本契約の各条項及び信用販売の運用に関するセゾンからの指示・指導等に従うものとします。
 3. セゾンは、前項の運用の変更があった場合は、速やかに加盟店に連絡するものとし、当該連絡以降は変更後の内容が適用されるものとします。なお、当該変更に起因して加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は加盟店が負担するものとします。
 4. 加盟店の責めに帰すべき事由に起因して、セゾンが加盟又は提携する組織が、セゾンに違約金、反則金等を課すことを決定した場合、加盟店はセゾンの請求に応じて違約金、反則金等の額と同額をセゾンに支払うものとします。

第 14 条(立替金の返戻)

セゾンから加盟店に支払われた立替金についての信用販売が下記各号の一つにでも該当した場合、当該立替金相当額及びセゾンが当該会員から得られた手数料等相当額を、加盟店がセゾンに直ちに支払うか、セゾンが次回以降に加盟店に支払うべき立替金から差し引くかいずれかを、セゾンは任意に選択できます。

- (1) 第 8 条第 6 項(1)から(4)及び(6)、(7)のとき。
- (2) 前条第 1 項(6)ないし(13)又は第 2 項に違反した取引のとき。
- (3) 加盟店の信用状態が悪化し、セゾン又は加盟会社が、加盟店でのカード利用代金の支払を会員から拒絶されるおそれが生じたとき。

第 15 条(機密保持)

加盟店は、本契約の締結及び履行により知り得たセゾン固有の業務と技術上の秘密を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、本契約の目的に必要な限りにおいて使用し、正当な理由なく第三者に開示又は漏洩しません。

2. 前項にかかわらず、加盟店が本契約の業務を第三者に委託するうえで前項の事項を開示する必要がある場合、目的外使用禁止義務及び守秘義務を委託先に課したうえで委託業務に必要な事項に限り開示できます。
3. 委託先が前項の義務に反し、セゾンに損害を生じさせた場合には、加盟店の義務違反とし、これを賠償します。
4. 本条の規定は、本契約終了後も、その効力を有します。

第 16 条(カード情報の適切な管理)

加盟店は、本契約の締結及び履行により知り得た会員のカード番号、氏名、有効期限、その他一切のカードに関する情報(以下「カード情報」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理し、カード情報が紛失、漏洩等(以下「事故」という。)しないための安全管理措置を講じるものとします。

2. 加盟店は本契約の履行以外の目的でカード情報を保有、利用してはならず、利用目的が終了次第都度、加盟店の責任において当該カード情報を破棄、消去するものとします。なお、加盟店はいかなる場合においても完全な磁気ストライプ情報、カードの暗証番号及びセキュリティコードを保有してはならないものとします。
3. 加盟店は、カード情報を電磁的な方法で保有、利用する場合は、前各項のほかセゾンがホームページで公表するPCI基準等、セゾンが指定する情報セキュリティ水準を遵守するものとします。
4. 加盟店は、カード情報について事故が発生又は発生のおそれがある場合は直ちにセゾンに連絡するものとします。
5. セゾンは、加盟店にカード情報について事故が発生又は発生のおそれがあると合理的な理由に基づき判断した場合、加盟店に対し事故の発生又は可能性の有無、及び当該事故の影響範囲等必要な回答を求めることができるものとします。
6. 前二項に基づきセゾンが必要と認めた場合、加盟店はセゾンの指導のもと必要な不正利用防止措置

及び再発防止策を講じるものとします。なお、不正利用防止措置及び再発防止策を講じるにあたりセズンは必要に応じ専門の調査会社を指定することができるものとします。

7. 加盟店は、本契約に基づく業務の全部又は一部を第三者に委託(更に委託する場合も含む。)する場合は、当該委託先について、第1項ないし第3項で加盟店が負う義務と同様の義務を課すものとし、当該委託先において事故が発生又は発生のおそれがある場合は、直ちに、セズンに連絡するとともに、セズンの指導のもと当該委託先について前二項に準じた不正利用防止措置及び再発防止策を講じるものとします。
8. 加盟店又は加盟店の委託先に起因する事故によりセズンに生じた損害(事故に起因した第三者からの請求、セズンの会員への通知、カードの再発行等に要した費用、その他セズンが行う合理的な手続きに要した費用を含む。)及び、第6項に定める不正利用防止措置及び再発防止策を講じるにあたり発生する費用(調査会社に支払う費用を含む。)は、加盟店の負担とします。
9. 本条の規定は、本契約終了後も、その効力を有します。

第17条(表明・保証)

加盟店は、加盟店、加盟店の親会社・子会社等の関連会社、役員、従業員等の関係者(関連会社の役員、従業員を含む、本条では総称して「加盟店」という。)が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 暴力団、過激な政治団体等の反社会的と認められる団体若しくは暴力団と関係する右翼団体その他の団体、又は当該団体の構成員、準構成員、所属する者
 - (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある者、反社会的行為を規制対象とする刑法その他の法律に基づき公権力の処分を受けた又はそのおそれのある者、その他これらに類する反社会的勢力と関係がある又はその疑いがある者
2. 加盟店が、前項の定めに違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあるとセズンが判断した場合、セズンはただちに本契約を解除することができるものとし、これによりセズン又は加盟会社に損害が生じた場合は、加盟店は当該損害を賠償するものとします。
 3. 加盟店が、第1項の定めに違反していることが判明した場合、又は違反している疑いがあるとセズンが判断した場合、セズンは前項に基づく契約解除の有無に関わらず、加盟店に対する立替金の支払の全部又は一部を保留又は拒絶することができるものとします。

第18条(情報機関への登録と利用等についての同意)

加盟店は、下記各号に予め同意します。

- (1) 加盟店が本契約に違反した場合、セズンが他のクレジット会社に当該事実を通知すること。
- (2) セズンが第三者から加盟店に関する情報の提供を受けこれを利用すること。
- (3) セズンから請求を受けた場合、直ちに加盟店の業務及び財産の状況を記載した書面を提出すること及び、その他セズンが必要と認めた加盟店の業務及び財産の状況に関する調査に協力すること。
- (4) 本契約に基づき生じた加盟店に関する客観的事実を、セズンの参加する機関に登録されること並びに、当該機関に登録された情報(既に登録されている情報を含む。)が、加盟店に関する加盟入

会審査及び本契約締結後の管理のため当該機関の参加会員によって利用されること。
(5)セゾンの参加する機関に登録されている加盟店に関する情報をセゾンが利用すること。

第 19 条(届出事項の変更)

加盟店はセゾンに対して届出ている商号、屋号、加盟店の代表者名、所在地、カード取扱店、業種、連絡先、指定金融機関口座等加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合又は、加盟店又はカード取扱店の営業が、許可、登録、届出等を要する場合で、これらに異動が生じたときは、直ちにセゾン所定の方法で届出ます。

2. 前項の届出がないために、セゾンからの通知又はその他添付書類、加盟店立替金が延着し、又は到着しなかった場合にも、通常加盟店に到着すべき時に到着したものとみなします。

第 20 条(本契約の変更等)

セゾンは本契約の一部又は全部を変更することがあります。その場合は、セゾンのホームページ(<http://www.saisoncard.co.jp>)での告知その他セゾン所定の方法により加盟店にその内容を通知します。なおセゾンが加盟店に変更事項を通知し、加盟店がその後会員に信用販売を行ったときに、加盟店は変更を承認したものとします。

第 21 条(有効期間)

本契約の有効期間は本契約締結の日から 1 年間とします。但し、有効期間満了 3 ヶ月前までに加盟店又はセゾンから何ら書面による意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新するものとし、以後も同様とします。

第 22 条(解約)

前条にかかわらず、加盟店又はセゾンは、書面で 3 ヶ月前迄に相手方に対し予告することで本契約を解約できます。

第 23 条(解除)

加盟店が下記各号の一つにでも該当した場合、セゾンは本契約を直ちに解除できます。なお、これによりセゾンに損害が生じたときには、本条による解除後といえども加盟店は賠償の責めを負います。

- (1) 加盟店申込書に虚偽の記入があったことが判明したとき。
- (2) 本契約上の地位又は本契約に基づく債権を第三者に譲渡若しくは担保に供したとき。
- (3) 第 13 条第 1 項又は第 2 項に違反したとき。
- (4) 第 14 条に反して立替金の返戻に応じなかったとき。
- (5) セゾン以外のカード会社との取引を含め信用販売制度の悪用が判明したとき。
- (6) 第 16 条各項に違反した場合、又は第 16 条第 1 項に定める安全管理措置を怠ったことによりカード情報に係る事故が発生したとき。
- (7) 営業に免許、登録を要する場合で、これらの取消処分、その他の行政処分を受けたとき。

- (8) 取扱商品、サービス又は、販売方法等について行政処分、行政指導を受けたとき。
 - (9) 取扱商品、サービス又は、販売方法等その他についてセゾンの加盟店として不適当とセゾンが判断したとき。
 - (10) 自ら振出又は裏書した手形・小切手が不渡りとなったとき。
 - (11) 差押、仮差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。
 - (12) 破産、民事再生、会社更生、特別清算、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けたとき、これら又は特定調停の申立てを自らしたとき。
 - (13) 前三号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたときとセゾンが判断したとき。
 - (14) 会員からの苦情等により、加盟店が加盟店として不適当とセゾンが判断したとき。
 - (15) その他本契約の違反等により、加盟店が加盟店として不適当とセゾンが判断したとき。
 - (16) カードによる信用販売が1年以上ないとき。
2. セゾンは、カード取扱店が前項各号の一つにでも該当した場合、加盟店に通知することにより、当該カード取扱店での信用販売の取扱いを中止することができるものとします。

第24条(契約終了後の措置)

理由の如何を問わず本契約が終了した場合には、下記各号の通り扱います。

- (1) 契約終了日までに行われた信用販売は本契約に従い取り扱う。
- (2) 加盟店は直ちにセゾンの加盟店標識をとりはずすとともに、セゾンから本契約に基づく信用販売のために交付された売上票等、売上集計票等をセゾンに返還する。なお、この際に生じる費用は全て加盟店が負担する。
- (3) クレジット端末が設置されているときには、使用規則等に定めるところに従う。

第25条(規定外事項)

本契約に定めのない事務処理上の事項については、セゾンが別に定める取扱要領等によります。

第26条(準拠法)

本契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用します。

第27条(合意管轄裁判所)

加盟店とセゾンとの間に訴訟の必要が生じた場合は、セゾンの本社を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<通信販売に関する特則>

第28条(適用)

本特則は、加盟店の行う信用販売が通信販売である場合に適用されます。なお、加盟店契約の各条項と本特則に定める条項が抵触する場合は、本特則を優先して適用するものとします。

第 29 条(通信販売にかかる広告)

加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売に関する広告(オンラインによるものを含む、以下「本広告」という。)の企画・製作を行います。

2. 加盟店は、本広告にあたり以下の事項を遵守します。

- (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法その他関連法令の定めに違反しないこと
- (2) 消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと
- (3) 公序良俗に反する表示をしないこと
- (4) 以下の事項について本広告時点で表示を行うこと
 - ① 加盟店の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先
 - ② 責任者名および責任者への連絡方法
 - ③ 商品の販売価格、送料、その他必要とされる料金
 - ④ 商品の引渡時期および方法
 - ⑤ 代金の支払時期および方法
 - ⑥ 商品の返品および申込みの取消しに関する事項
 - ⑦ カードが使用できる旨
 - ⑧ インターネットによる通信販売の場合は、申込情報を暗号化するが、秘密性が保持できない場合があること
 - ⑨ その他セゾンが必要と認めた事項

第 30 条(申込受付方法)

加盟店は、郵送、電話、FAX などの手段により信用販売を受付けます。なお、インターネットにより信用販売の申込みを送信させる場合、申込内容を暗号化するなど、予めセゾンから申込のセキュリティ・運用方法等について承認を得ます。

第 31 条(確認事項)

加盟店は、会員から信用販売の申込があった場合、加盟店の責任において以下の事項を確認します。

- (1) 申込者が当該申込で利用するカードの会員本人であること。なお、インターネットによる通信販売の場合は 3-D セキュア、セキュリティコードの入力、その他セゾンが認める本人認証方法により申込者とカード会員が一致すること。
 - (2) 商品、カード番号、カード有効期限、氏名、住所、電話番号、支払方法。
2. 加盟店が行う通信販売が、会員に信用販売に利用するカード番号を事前に登録させ、以後の信用販売時には加盟店が付与したID及び会員が指定したパスワード等により、当該会員の本人認証を実施したうえで、登録されたカード番号を用いる方式による場合、加盟店は、クレジットカード番号を登録する時点及び、セゾンが必要と認めた都度、セゾンが認めた本人認証を行うものとします。

第 32 条(販売承認)

加盟店は、信用販売の金額にかかわらず、都度事前にセゾンの販売承認をとります。

第 33 条(売上票の作成等)

加盟店はセゾン所定の売上票に加盟店名、加盟店番号、売場名、取扱者名、会員の指定する支払方法、売上日付、金額、品名、型式、数量、前条で取得した承認番号等を記入します。但し、クレジット端末が売上票の発行機能を有する場合には、売上票の発行を受け売場名、取扱者名を記入します。

2. 加盟店は当該売上票の控え又は、売上票に記載された内容を表す書面及び、割賦販売法第 30 条の 2 の 3 第 4 項に規定する書面を会員に交付します。

第 34 条(商品の引渡し)

加盟店は、信用販売後直ちに商品の引渡し又はサービスの提供を行うか、又は会員に商品の引渡し日若しくは、サービスの提供日を記載した書面を交付します。

2. 加盟店は、コンピューターソフトウェア等をインターネットを利用するダウンロードにより信用販売する場合には、情報の送信方法について、あらかじめセゾンの承諾した方法により提供します。

第 35 条(立替金の拒絶・返戻事項の追加)

第 8 条第 6 項(8)として以下の事項を追加するものとします。

(8) 第 31 条、第 32 条に違反して信用販売が行われたとき。

2. 第 14 条(4)として以下の事項を追加するものとします。

(4) 第 31 条、第 32 条に違反して信用販売が行われたとき。

<加盟店情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意特則>

第 1 条(情報の収集・保有・利用の同意)

加盟店及び加盟店の代表者(加盟店契約申込者を含む、以下総称して「加盟店等」という。)は、セゾンが第 1 項記載の目的の遂行に必要な範囲内で、第 2 項に定める範囲の情報を収集し、利用することに同意します。

1. 利用目的

割賦販売等に係る取引の健全な発達及び利用者等の利益の保護に資するための加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店管理及び取引継続にかかる審査等のため。

2. セゾンが収集・登録及び利用する情報の範囲

- ① 加盟店取引の申込書に加盟店等が記載した加盟店名称、郵便番号、加盟店住所、電話番号、CAT 番号、加盟店等の代表者氏名、代表者生年月日及び申込書以外で加盟店等がセゾンに届出た事項
- ② 加盟店取引に関する取扱商品、販売形態、業種、契約形態、取引内容
- ③ セゾンが取得した加盟店等のクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況
- ④ 加盟店取引に関する契約開始日及び取引停止日、解約・取引停止の有無と事由

- ⑤ 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ⑥ 個別信用購入あっせん取引における、当該販売店等との加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ⑦ 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由。
- ⑧ 利用者等の保護に欠ける行為に該当し、セゾン又は顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実に関する情報。
- ⑨ 顧客(契約済みのものに限らない)からセゾン及びセゾンが加盟する加盟店情報交換センター(以下「センター」という。)加盟会員会社(以下「センター加盟会員会社」という。)に申し出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報
- ⑩ 行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、センターが収集した情報。
- ⑪ 興信所から提供を受けた倒産情報その他公開された事実の内容。
- ⑫ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報

第 2 条(共同利用の同意)

加盟店等は、セゾンが、第 5 項のセンターに第 2 項に定める情報項目を登録すること、また、当該センターに登録されている情報があるときは、第 1 項に定める目的の範囲内でセンターの加盟会員会社がその情報を利用することに同意します。

1.共同利用の目的

割賦販売法第 35 条の 20 及び第 35 条の 21 に基づき、割賦販売等に係る取引の健全な発展及び利用者等の利益の保護に資するために行う加盟店情報交換制度加盟会員会社による加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査及び取引継続に係る審査等のため。

2.共同利用する情報の内容

- ① 包括信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ② 個別信用購入あっせん取引における、当該販売店等との加盟店契約時の調査及び苦情処理のために必要な調査の事実及び事由
- ③ 包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由。
- ④ 利用者等の保護に欠ける行為に該当し、セゾン又は顧客に不当な損害を与える行為、その他取引に関する客観的事実に関する情報。
- ⑤ 顧客(契約済みのものに限らない。)から当社及びセンター加盟会員会社に申し出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為及び当該行為と疑われる情報

- ⑥ 行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、センターが収集した情報。
- ⑦ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
- ⑧ 前記各号に係る包括信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係販売業者等の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)

3. 登録期間

登録された日から5年

4. 加盟店情報を共同利用するセンター加盟会員会社(共同利用者の範囲)

登録包括信用購入あっせん業者、登録個別信用あっせん業者、立替払取次業者のうち、社団法人日本クレジット協会会員でありかつセンター加盟会員会社

※加盟会員会社は、社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載しています。

ホームページ <http://www.j-credit.or.jp/>

5. セゾンが加盟する加盟店情報機関 及び運用責任者

・社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDM)

東京都中央区日本橋小網町 14-1

住生日本橋小網町ビル 6階

TEL 03-5643-0011

第3条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 加盟店等は、セゾン及びセンターに対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします
2. 万一、個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、セゾン並びにセンターは、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

(1) センターに登録されている情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせ先

第2条第5項に記載のとおりとします。

(2) セゾンに登録されている情報の開示・訂正・削除に関するお問い合わせ先

株式会社クレディセゾン インフォメーションセンター

〒165-8555 東京都中野区江原町 1-13-22

TEL 03-5996-1111

第4条(本同意条項に不同意の場合)

セゾンは加盟店等が各取引のお申込みに必要な記載事項(契約書面に契約者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、本契約のお申込みを承諾しないことがあります。

第 5 条(本契約が不成立の場合)

加盟店等は、本契約が不成立の場合であっても、その不成立の理由の如何を問わず、本申込みをした事実は、第 1 条及び第 2 条に基づき一定期間利用されることに同意します。なお、本文の場合それ以外に利用されません。

第 6 条(合意管轄裁判所)

加盟店等とセゾンの間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、セゾンの本社を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 7 条(条項の変更)

本同意条項はセゾン所定の手続きにより変更することができます。

以上

【2013年9月1日改定】